

「下諏訪商工会議所観光案内所キッチンスペース」利用規程

第1条（趣旨）

この規程は「下諏訪商工会議所観光案内所キッチンスペース」（以下、キッチンスペースという。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（利用対象者）

飲食店が少ない秋宮周辺で観光客をもてなし、下諏訪の観光業の活性化に貢献できる事業者。

第3条（出店資格）

「キッチンスペース」に出店できる者は、次の資格を有するものとする。

- (1) 新たに事業を始める意欲のある個人及び法人で、下諏訪商工会議所会員もしくは入会予定であること。
- (2) 事業拡大意欲のある下諏訪商工会議所会員事業主
- (3) 上記（1）、（2）による共同出店
※共同出店の場合は、共同者間で代表者を決め、申込、鍵の受領・返却、管理等は代表者が責任をもって行なうこと。
- (4) 食品衛生に関する有資格者である事。証書のコピーを提出して下さい。

第4条（出店形態）

「キッチンスペース」の利用は下記の形態とする。

- (1) 観光客向けの飲食店として利用

第5条（出店できる商品及びサービス）

- (1) 公序良俗に反しないこと
- (2) 必要な許可を取得し法令違反等のない商品及びサービス
※近隣店舗と競合するなど、当所が好ましくないと認めた商品・サービスは提供できません。

第6条（申請）

「キッチンスペース」の出店希望者は、以下に定める書類を出店予定日の1ヶ月前迄に提出する。

- (1) 利用申込書（様式第1号、持参・FAX・メールによる）
- (2) その他当所が必要と認める書類

第7条（許可）

出店希望者からの申請書類を確認し、面談による内容、意欲等を確認のうえ「誓約書」に同意いただき出店を許可する。なお、利用日は原則先着順とする。

第8条（出店内容、時間、期間、管理）

- (1) 申請した法人及び個人が申込書に記載した内容の営業をするものとする。
- (2) 出店希望者の出店時間は出店者が自由に設定できるが、**土日祝日は必ず営業すること。**
- (3) 出店期間は、単位を一ヶ月とし、連続して12ヶ月間の利用申込ができる。
- (4) 出店者は閉店後、忘れ物の確認及び清掃を行い施設の美化に努める。
- (5) 「キッチンスペース」内で販売した商品及びサービス、店舗内での怪我、事故等についての責任は出店者に帰属するものとする。

第9条（利用料金）

- (1) 利用料金は1ヶ月単位の家賃と、水道光熱費となります。
- (2) 出店日を含めた1ヶ月以内のキャンセルは利用料金を返金しない。

第10条（事業損益の取り扱い）

「キッチンスペース」に関する事業で発生した収益及び損失は、出店者に帰属するものとする。

第11条（許可の取消し）

当所は、出店者が以下の各号に該当する場合は、第7条に定める許可を取り消すことができる。

- (1) 申請書等に虚偽の記載があったとき
- (2) 利用規程の内容に違反したとき
- (3) 「キッチンスペース」事業運営に大きな損失を与えると推測される場合

第12条（その他）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、当所が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年6月1日から施行する。